

令和 8 年 度

# 学 生 便 覧

2 0 2 6



静 岡 大 学 農 学 部

静岡大学大学院総合科学技術研究科 農学専攻

## 目 次

### 学 部

1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革	3
2. 農学部の3つの方針（ポリシー）	4
3. 農学部の概要	7
4. 静岡大学農学部規則	11
5. 学科（コース）別専門科目表	17
6. 全学教育科目表	28
7. 特別教育プログラムの履修について	36
8. 数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて	37
9. 学士・修士一貫教育特別コースについて	37
10. 研究室分属と卒業研究の履修について	38
11. 教育職員免許状・各種資格の取得について	39
12. 静岡大学農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ	50
13. 教務について	52
14. 学生生活及び厚生指導について	56
15. 農学部諸施設について	61
16. 学内における交通規制等について	62
17. 留学について	62
18. 国立大学法人静岡大学学則	63
19. 静岡大学学位規程	79
20. 静岡大学学部共通細則	84
21. 静岡大学単位認定等に関する規程	87
22. 静岡大学における成績評価に関するガイドライン	89
23. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	90
24. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	92
25. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	94
26. 静岡大学外国人学生規程	96
27. 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	98
28. 静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の成績優秀者に対する授業料免除に関する要項	105
29. 静岡大学学生表彰規程	107
30. 静岡大学学生懲戒規程	108
31. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	113

32. 静岡大学研究生規程	115
33. 静岡大学科目等履修生規程	116
34. 静岡大学聴講生規程	117
35. 静岡大学特別聴講学生規程	118
36. 静岡大学短期交流特別学部学生規程	119

## 大 学 院

1. 総合科学技術研究科の3つの方針（ポリシー）	121
2. 農学専攻の3つの方針（ポリシー）	122
3. 静岡大学大学院規則	125
4. 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則	142
5. 年次別開講農学専攻授業科目表	148
6. カーボンニュートラル推進人材育成プログラム	164
7. 副専攻プログラムの履修について	167
8. 成績評価について	177
9. 修士論文の審査及び最終試験実施日程表	177
10. 修士論文の審査と取扱いに関する申し合わせ	178
11. 教育職員免許状（高等学校専修）の取得について	180
12. 大学院生の学部授業の受講に関する申合せ	181
13. 静岡大学大学院特別研究学生規程	183
14. 静岡大学大学院特別研究派遣学生規程	185

農学部教員名簿	187
---------	-----

静岡大学農学部配置図	192
------------	-----

静岡大学農学部建物平面図	折込み
--------------	-----

（参考掲載）

規則別表（農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻）	巻末
----------------------------	----

※本誌に掲載されている規則等は随時改正される場合があります。  
最新の規則等は静岡大学ホームページで確認してください。

## 1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革

静岡大学農学部は専門学校令により、昭和22年4月静岡県磐田市に、学生定員農科40名及び林科30名をもつ静岡県立農林専門学校として発足し、同25年に学校教育制度の改革により、県立農科大学に昇格し、翌26年に国立に移管されて静岡大学農学部となった。

昭和28年に農芸化学科が、同41年に林産学科が、さらに引き続いて、翌42年に園芸学科が増設され、農学科・園芸学科・林学科・林産学科及び農芸化学科の5学科から成る学生定員150名の農学部が発展した。

昭和45年に、大学院農学研究科修士課程農学専攻・林産学専攻及び農芸化学専攻が設置され、続いて翌46年に園芸学専攻及び林学専攻が増設された。昭和48年4月学部の将来の発展を考え、現在地の静岡市大谷に移転した。そして、平成元年4月に従来の5学科・25講座を改め、3学科（生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・9大講座に改組された。

平成3年に、中部地区の静岡大学、信州大学及び岐阜大学が連携協力して、大学院連合農学研究科後期3年博士課程（基幹大学：岐阜大学）が設置された。

平成8年4月に人間環境科学科が増設され、4学科（人間環境科学科・生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・8大講座に改組された。平成12年4月、大学院農学研究科修士課程にも人間環境科学専攻が増設された。

平成14年4月に、農場、演習林、乾燥地農業実験実習施設及び魚類餌料実験実習施設の4つの附属施設が統合され、地域フィールド科学教育研究センターが設置された。

平成18年4月に共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科、環境森林科学科の3学科・5大講座から成る組織へ再編された。また同年、創造科学技術大学院（博士課程）が設置された。

平成20年4月には、大学院農学研究科修士課程も、共生バイオサイエンス専攻、応用生物化学専攻、環境森林科学専攻の3専攻に再編された。平成23年4月に共生バイオサイエンス専攻に農業ビジネス起業人育成コースが置かれ、平成25年4月には各専攻にグローバル農学人材育成コースが設置された。

平成25年4月に教員はこれまでの農学部配置から大学院農学研究科配置に変更となり、平成27年4月には、学術院農学領域および融合グローバル領域配置に変更となった。平成27年4月に大学院工学、情報学、理学、農学研究科が統合されて大学院総合科学技術研究科に改組され、農学研究科は農学専攻となった。平成27年10月には農学部内にABP留学生コースが設置された。

平成28年4月には学生定員35名増に伴い、生物資源科学科、応用生命科学科の2学科から成る学生定員185名の組織へ再編され、生物資源科学科には植物バイオサイエンスコース、木質科学コース、地域生態環境科学コース、農食コミュニティデザインコースの4コースとともに、学部横断学位プログラムである地域創造学環のコースも併設された。

平成29年4月には、大学院総合科学技術研究科農学専攻環境森林科学コースの中に山岳科学教育プログラムを開設した。

令和2年4月には、大学院総合科学技術研究科農学専攻が生物資源科学コース、応用生命科学コースの2コースへ再編された。

令和5年4月には学生定員10名減に伴い、生物資源科学科105名、応用生命科学科70名の組織となり、生物資源科学科は、バイオサイエンスコースと環境サイエンスコースの2コース制に再編された。

大 学 院

## 1. 総合科学技術研究科の3つの方針（ポリシー）

### 総合科学技術研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

総合科学技術研究科は、基礎科学における深い学識と学問領域の融合による幅広い視野を持ち、グローバルに活躍できる資質・能力を身につけていることを修士の学位授与の方針とする。

1. 各専攻における高度な専門知識を有し、物事の本質を捉え、自由かつ独創的な発想で社会的・科学技術的ニーズに基づく課題を解決できる能力を有する。
2. 各専門分野を越えて、柔軟な発想力と実践力によって社会に貢献できる能力を身につけている。
3. 国際的かつ多様化する社会に対応できるコミュニケーション能力を有するとともに、社会の中でグローバルな視点でリーダーシップを発揮できる能力を有する。

### 総合科学技術研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合科学技術研究科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

1. 高度な専門性や実践的能力を身につけるために、専門性の高い講義科目および演習科目、修士論文または特定課題研究を設置する。
2. 専門分野にとらわれない幅広い視野を身につけるため、研究科共通科目を置くとともに、主専攻の他に副専攻を履修できる制度を設置する。
3. グローバル人材の育成に向けて、すべての専攻において英語のみで学位取得が可能なカリキュラム編成とする。

### 総合科学技術研究科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）

#### ・育てる人間像

進展するグローバル化社会のなかで、社会的ニーズや科学技術の課題の解決のために、個別の専門分野を越えて柔軟に対応することができ、研究・開発や企業の海外展開における国際交流に貢献できる理工系人材の育成を目指します。また博士課程でのより高度な研究に取り組むことのできる人材の育成を目指します。

- 目指す教育

個別的な専門的基礎の上において、関連する専攻や自らの有する知識の社会的位置づけをも含めた、より広い融合的な学際分野について俯瞰する能力、外国語で自らの専門分野及び関連する諸分野について理解し、発表し、議論することのできる国際的な対応能力、および博士課程でのより高度な自立的研究の基礎となる能力を修得させます。

- 求める学生像

現在の様々な社会的・科学技術的な諸問題に対して強い関心があり、研究や科学技術の発展を通じて社会に貢献する強い意欲を持っている学生を求めます。さらに国際的な感覚を有し、海外の学生や研究者と協働して学習および研究や開発を遂行できる学生を求めます。

- 入学に必要とされる資質・能力

学士課程の個別的な専門分野で形成されるべき基礎的な知識と能力が必要です。またこれらの知識と能力を応用できる思考力、判断力および表現力が必要です。さらに国際的なコミュニケーション能力と共に、多様な人々と協働して学ぶことのできる意欲が必要です。

## 2. 農学専攻の3つの方針（ポリシー）

### 農学専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

農学専攻にあっては、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけたものに修士（農学）の学位を授与する。

1. 生物生産、環境保全、生命現象の解明など、各専攻の専門領域において必要とされる高度な専門知識と研究技術を習得している。
2. 農学の社会的使命を自覚し、地域ならびに国際社会の持続的発展に貢献する資質を有する。
3. 専門領域の研究者に自らの研究成果をアピールするためのプレゼンテーション能力およびディスカッション能力を有している。

## 農学専攻のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合科学技術研究科農学専攻は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

### 【教育課程の編成の方針】

1. 地域や国際社会の発展に関わる専門分野について多くの基礎知識とともに、実験・演習を重視した教育研究により応用力を修得する。
2. 職業人・社会人となる際の基本的な素養を修得し、また、関連産業と研究との関係を広く理解することにより、将来の研究におけるバックボーンを形成する。
3. 自然科学における多様な先端的分野に関する知識や、技術者倫理・社会観を総合的に修得し、専門分野だけでなく周辺領域や融合領域を広く学ぶ。

### 【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

1. 高度かつ幅広い専門的知識、最新の分析技術、研究者倫理等を教授するための講義を実施する。
2. 最新の研究動向や社会問題を収集・発表・討議する演習形式の授業を行い、本質を見抜く力や批判的思考能力を育成する。
3. 研究成果をセミナー・学会等で発表する機会を通し、得られた成果を効果的に発信する能力や、科学的な議論を適切に行う力を身につけさせる。
4. 地域や国際社会が抱える問題の解決や未知の科学的問題の解明に向けた総合的な実践力を養成するため、特別研究（修士論文）を課す。

### 【学習成果の評価の方針】

農学専攻教育の質保証ガイドラインに従って行う。その概要は次のとおりである。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表、実技試験等によって行う。
2. 研究遂行能力の評価は、内外の研究発表実績、修士論文およびその審査会等によって行う。

## 農学専攻のアドミッション・ポリシー（求める学生像）

### ・育てる人間像

環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材を養成します。

- 目指す教育

1. 地域や国際社会の発展に関わる専門分野について多くの基礎知識とともに、実験・演習を重視した教育研究により応用力を修得します。
2. 職業人・社会人となる際の基本的な素養を修得し、また、関連産業と研究との関係を広く理解することにより、将来の研究におけるバックボーンを形成します。
3. 自然科学における多様な先端的分野に関する知識や、技術者倫理・社会観を総合的に修得し、専門分野だけでなく周辺領域や融合領域を広く学びます。

- 求める学生像

農学における幅広い基礎知識を有し、研究や技術開発に対する強い意欲のある以下の学生を受け入れます。

1. 環境を重視した持続的な生物資源の生産と利用技術の開発に興味をもち、独創性と応用能力並びに国際感覚を備えた学生
2. 人類生存に直接関わる生物資源や環境問題に強い関心をもち、その解決に貢献しようという使命感あふれる学生

- 入学に必要とされる資質・能力

農学における幅広い基礎知識と志望する分野における専門知識を有し、研究や技術開発に対する強い意欲を持って入学後に勉学及び研究活動を遂行しうる能力を有していることが必要です。このため各コースにおいて、研究活動に必要な基礎学力を判断する専門科目の学力試験と、研究意欲やコミュニケーション力を判断する面接試験を行います。研究を進める上で参考文献を理解することができる外国語の読解力も必要とされます。

### 3. 静岡大学大学院規則

(昭和39年4月27日制定)

#### 第1章 総 則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科、教育部、研究科等連係課程実施基本組織（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第3条の3 大学院に、研究科等連係課程実施基本組織（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）として山岳流域研究院を置く。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科、総合科学技術研究科及び山岳流域研究院に修士課程を、

光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年だけの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。

- 2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（専攻）

第5条 各研究科及び教育部に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻
教育学研究科	共同教科開発学専攻 教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻
光医工学研究科	光医工学共同専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻

- 2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規程する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。
- 3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、前条第1項に規定する教職大学院の

課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる専攻は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、高等研究院環境社会共生体研究センター及び糖鎖生命コア研究所の教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員及び募集人員)

第7条 大学院の収容定員及び募集人員は、別表Iのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。

## 第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果、博士課程にあつては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科及び教育部に設ける専攻並びに研究科等連係課程実施基本組織の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実技・実習・実験	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目から、修士課程にあつては30単位以上、博士課程にあつては当該研究科及び教育部において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなけれ

ばならない。

3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 大学院(教職大学院を除く。)は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修単位の認定)

第16条 大学院(教職大学院を除く。)は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位

(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院(教職大学院を除く。)において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院に入学する前に大学院、教職大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教職大学院に入学した後の教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(修得したものとみなすことのできる単位数の上限)

第16条の2 第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第2項の規定により、大学院(教職大学院を除く。)において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、20単位を超えないものとする。

- 2 第14条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第4項の規定により、教職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

### 第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条 修士課程修了の認定は、第8条に規定する当該課程の標準修業年限を満たして、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程修了の認定は、第8条に規定する当該課程の標準修業年限を満たして、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院

修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 4 教職大学院の課程修了の認定は、第8条に規定する当該課程の標準修業年限を満たして、所定の単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(大学院における在学期間の短縮)

第17条の2 大学院(修士課程に限る。以下、この項において同じ。)は、第16条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 教職大学院は、第16条第3項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教員免許状)

第18条 教員職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

- 2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができるとし、合を合格とし、否を不合格とする。

## 第4章 学 位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学

位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

### （入学時期）

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

### （入学資格）

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻又は研究科等連係課程実施基本組織を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
  - (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
  - (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
  - (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
  - (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 前項第11号から第14号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。
- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
  - (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
  - (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
  - (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの  
（入学志願手続）

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

（選抜試験）

第25条 入学志願者に対しては、学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

（転研究科、転専攻）

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

（進学）

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を

希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程においては通算2年を、博士課程においては通算3年を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定(第1号による場合を除く。)により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学金について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学金及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学金及び検定料)

第37条 授業料、入学金及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
  - (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
  - (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。
- 3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。
- 4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
- 5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。
- 6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。
- (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

- 2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。
- (研究科長等)

第41条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。
- 3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。
- 4 山岳流域研究院に山岳流域研究院長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、  
大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあつては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあつては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、

教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

- 2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認められた場合には、入学を許可することができる。
- 3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

## 第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(教育課程の編成方針)

第49条 専門職学位課程においては、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第50条 専門職学位課程を置く研究科に、産業界との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第6条の2に規定する教育課程連携協議会を置く。

- 2 前項の教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第51条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事

例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

## 第12章 補 則

第53条 この規定に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

## 附 則

この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

《一部改正規則附則省略》

## 別表Ⅰ（第7条関係）抜粋

## 学生収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程	
		入学定員	収容定員
総合科学技術研究科	情報学専攻	85	170
	理学専攻	70	140
	工学専攻	322	644
	農学専攻	87	174
	計	564	1,128

## 別表Ⅱ（第18条関係）抜粋

研究科名	免許状の 種類	高等学校教諭 専修免許状
	専攻名	
総合科学 技術研究科	農学専攻	理科、農業

## 4. 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院総合科学技術研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、静岡大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、イノベーションや社会的技術的課題の解決のために個別的な専門分野を越えて柔軟に対応することができ、ますます進展するグローバル社会化の中で、国際的な場面で活躍できる理工系人材の育成を目的とする。

(専攻)

第3条 研究科は、大学院規則第5条に規定する次の専攻で構成する。

情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

2 前項に規定する専攻の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報学専攻は、情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする。
- (2) 理学専攻は、高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。
- (3) 工学専攻は、ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。
- (4) 農学専攻は、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基盤として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(コース)

第4条 前条第1項に規定する専攻に、次のコースを置く。

情報学専攻 基盤情報学コース

領域情報学コース

理学専攻	数学コース
	物理学コース
	化学コース
	生物科学コース
	地球科学コース
工学専攻	機械工学コース
	電気電子工学コース
	電子物質科学コース
	化学バイオ工学コース
農学専攻	数理システム工学コース
	生物資源科学コース
	応用生命科学コース

(研究科長及び副研究科長)

第5条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

(専攻長等)

第6条 第3条第1項に規定する専攻に専攻長を、第4条に規定するコースにコース長を置く。

2 専攻長及びコース長に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導の担当)

第7条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

(指導教員)

第8条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会(以下「教授会」という。)が定める。

3 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第9条 教授会が特別の必要があると認めるときは、情報学専攻及び工学専攻の学生に対し、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(履修方法)

第11条 学生は、別表Ⅱに定めるところにより修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

(他の専攻における授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、所属する専攻以外の専攻の授業科目を履修することができる。

(他の研究科における授業科目の履修)

第13条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、大学院規則の定めるところにより、学生が他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の専攻の授業科目の履修等により修得した単位の修了要件の取扱い)

第16条 第12条及び第13条の規定により修得した単位並びに第14条の規定により研究科における授業科目の履修により修得したとみなす単位の課程修了の要件の取扱いについては、別表Ⅱの定めるところによる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第17条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受け

る期間は1年を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第18条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、成績評価に基づき当該授業科目の担当教員が行う。

2 他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第19条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究成果を提出することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究成果は、研究科長に提出するものとする。

3 研究科長は、前項の修士論文又は特定の課題についての研究成果を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査)

第20条 教授会は、研究科長から修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、講師又は助教のいずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めるときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 審査委員は、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第21条 課程修了の認定は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第22条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

《一部改正規則附則省略》

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院総合科学技術研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表Ⅱ 修了に必要な単位数（第11条、第16条関係）

農学専攻

科目区分 コース名	研究科 共通科目	コース 必修科目	プログラム選択 必修科目	コース/プログラム 選択科目	合計
生物資源科学コース	4 単位以上	12 単位	4 単位以上	10 単位以上	30 単位以上
応用生命科学コース	4 単位以上	12 単位	—	14 単位以上	30 単位以上

コースごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【生物資源科学コース】

- ① コース必修科目「生物資源科学特別研究」（12単位）を修得していること。
- ② 研究科共通科目から4単位以上を修得していること。
- ③ プログラム選択必修科目から4単位以上を修得していること。
- ④ プログラム選択科目から10単位以上を修得していること。ただし、指導教員の許可を得て、4単位を超えて修得した研究科共通科目、4単位を超えて修得したプログラム選択必修科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを、プログラム選択科目の単位数に含めることができる。

【応用生命科学コース】

- ① コース必修科目「応用生命科学特別研究」（12単位）を修得していること。
- ② 研究科共通科目から4単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から14単位以上を修得していること。ただし、指導教員の許可を得て、4単位を超えて修得した研究科共通科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。

## 5. 年次別開講農学専攻授業科目表

別表Ⅰ 専攻別授業科目表（第10条関係）  
研究科共通科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
研 究 科 共 通 科 目	現代経営論	2	講義	1・2	
	希少資源戦略論	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学Ⅰ	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学Ⅱ	2	講義	1・2	
	フロンティア科学特論	1	講義	1・2	
	現代科学の最前線Ⅰ	1	講義	1・2	
	現代科学の最前線Ⅱ	1	講義	1・2	
	科学技術政策特論	2	講義	1・2	
	マーケティング論	2	講義	1・2	
	情報システム論	2	講義	1・2	
	情報セキュリティマネジメント論	2	講義	1・2	
	応用数学概論	2	講義	1・2	
	応用数学特論	2	講義	1・2	
	量子工学特論	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論Ⅰ	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論Ⅱ	2	講義	1・2	
	応用生命科学概論	2	講義	1・2	
	応用プログラミング	2	演習	1・2	
	システム・ネットワーク論	2	講義	1・2	
	コミュニケーション論	2	講義	1・2	
	情報資源総論	2	講義	1・2	
	情報社会セキュリティ論	2	講義	1・2	
	先端フィールド科学特別演習	1	演習	1・2	
統合オミックス特論	2	講義	1・2		
分子構造解析特論	2	講義	1・2		
分子構造解析演習	1	演習	1・2		

生体高分子構造解析特論	2	講義	1・2	理・農
次世代シーケンサーDRY解析演習	1	演習	1・2	
災害情報学特論	2	講義	1・2	
津波工学特論	2	講義	1・2	
地震災害論	1	講義	1・2	
火山災害論	1	講義	1・2	
Science and Technology in Japan	2	講義	1・2	
Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	講義	1・2	
Professional Presentations in English	1	演習	1・2	
English Thesis Writing	1	演習	1・2	
大学院キャリアデザイン	1	講義	1・2	
大学院インターンシップ	1	実習	1・2	
スクールインターンシップ	4	実習	1	
海外実践活動準備研修	1	演習	1・2	
海外大学交流研修	2	実習	1・2	
創造科学技術入門セミナーⅡ	1	講義	1・2	
創造科学技術先端機器分析演習Ⅱ	1	演習	2	
産業イノベーション特論	2	講義	1・2	

#### カーボンニュートラル推進人材育成プログラム関連科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
	カーボンニュートラル特論Ⅰ	2	講義	1・2	修了単位に含めることはできない。
	カーボンニュートラル特論Ⅱ	2	講義	1・2	
	カーボンニュートラル演習	1	演習	1・2	
	カーボンニュートラルインターンシップ	1	実習	1	

工学専攻及び情報学専攻の学生を履修対象とする産業イノベーション人材育成プログラム及び医工学プログラムの関連科目については掲載していない。

農学専攻 生物資源科学コース 植物バイオサイエンス教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2		
プログラム選択必修科目	花卉園芸学特論	1	講義	1・2	農	農
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2		
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2	理	農
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2		
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農	農
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2		
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理	農
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2		
	果樹機能開発学演習	2	演習	1・2	農	農
	害虫防除学特論	1	講義	1・2		
	応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理	農
	植物病理学特論	1	講義	1・2		
	農業生態学特論	1	講義	1・2	農	農
	園芸生理学特論	1	講義	1・2		
	バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理	農
	害虫防除学演習	2	演習	1・2		
	植物病理学演習	2	演習	1・2	農	農
	農業生態学演習	2	演習	1・2		
	園芸生理学演習	2	演習	1・2	農	農
	進化生態学演習	2	演習	1・2		
	バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理	農
	土壌微生物学特論	1	講義	1・2		
	土壌微生物学演習	2	演習	1・2	農	農
	静岡学連携特別講義	1	講義	1・2		
生物資源科学特別講義Ⅰ	1	講義	1・2	理	農	
生物資源科学特別講義Ⅱ	1	講義	1・2			
生物資源科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2			

	生物資源科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2		
プログラム選択科目	生命環境倫理学特論	2	講義	1・2		
	Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2		農
	Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2		農
	造林学特論Ⅰ	1	講義	1・2		農
	造林学特論Ⅱ	1	講義	1・2		農
	森林生理生態学特論Ⅰ	1	講義	1・2		
	森林生理生態学特論Ⅱ	1	講義	1・2		
	森林水文学特論Ⅰ	1	講義	1・2		農
	森林水文学特論Ⅱ	1	講義	1・2		農
	森林生態学演習	2	演習	1・2		農
	砂防工学演習	2	演習	1・2		農
	森林生態管理学演習	1	演習	1・2		農
	改良木材学特論	2	講義	1・2		農
	木質構造学特論	2	講義	1・2		農
	セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2		農
	木質生化学特論	2	講義	1・2		理
	高分子複合材料学特論	2	講義	1・2		理
	木質素材機能学特論	2	講義	1・2		理
	改良木材学演習Ⅰ	2	演習	1・2		農
	住環境構造学演習Ⅰ	2	演習	1・2		農
	改良木材学演習Ⅱ	2	演習	1・2		農
	木質生化学演習Ⅰ	2	演習	1・2		理
	木質生化学演習Ⅱ	2	演習	1・2		理
	高分子複合材料学演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	高分子複合材料学演習Ⅱ	2	演習	1・2		
	木質素材機能学演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	木質素材機能学演習Ⅱ	2	演習	1・2		
	住環境構造学演習Ⅱ	2	演習	1・2		農
	持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2		農
	生態学特論	1	講義	1・2		
	持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2		農
生態学演習	2	演習	1・2		理	

農業経営経済学特論	1	講義	1・2	農 農
住環境科学特論	1	講義	1・2	
植物圏微生物学特論	1	講義	1・2	
実践園芸学特論	1	講義	1・2	農 農 農
農業経営経済学演習	2	演習	1・2	
生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	
バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	
山岳流域防災学特論	1	講義	1・2	
森林・林業デジタル技術演習	1	演習	1・2	
実践園芸学演習	2	演習	1・2	
植物圏微生物学演習	2	演習	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	

農学専攻 生物資源科学コース 木質科学教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2		
プログラム選択必修科目	改良木材学特論	2	講義	1・2	農	
	改良木材学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農	
	改良木材学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農	
	木質構造学特論	2	講義	1・2	農	
	住環境構造学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農	
	住環境構造学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農	
	木質生化学特論	2	講義	1・2	理	
	木質生化学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理	
	木質生化学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理	
	高分子複合材料学特論	2	講義	1・2	理	
	高分子複合材料学演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	高分子複合材料学演習Ⅱ	2	演習	1・2		
	木質素材機能学特論	2	講義	1・2	理	
	木質素材機能学演習Ⅰ	2	演習	1・2		
木質素材機能学演習Ⅱ	2	演習	1・2			
プログラム選択科目	花卉園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2	理	
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2	農	
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理	
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2	農	
	果樹機能開発学演習	2	演習	1・2	農	
	害虫防除学特論	1	講義	1・2	農	
	応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理	
	植物病理学特論	1	講義	1・2	農	

農業生態学特論	1	講義	1・2	農
園芸生理学特論	1	講義	1・2	
バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理
害虫防除学演習	2	演習	1・2	農
植物病理学演習	2	演習	1・2	農
農業生態学演習	2	演習	1・2	農
園芸生理学演習	2	演習	1・2	
進化生態学演習	2	演習	1・2	
バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理
土壤微生物学特論	1	講義	1・2	農
土壤微生物学演習	2	演習	1・2	農
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2	
Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2	農
Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2	農
造林学特論 I	1	講義	1・2	農
造林学特論 II	1	講義	1・2	農
森林生理生態学特論 I	1	講義	1・2	
森林生理生態学特論 II	1	講義	1・2	
森林水文学特論 I	1	講義	1・2	農
森林水文学特論 II	1	講義	1・2	農
森林生態学演習	2	演習	1・2	農
砂防工学演習	2	演習	1・2	農
森林生態管理学演習	1	演習	1・2	農
セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2	農
持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2	農
生態学特論	1	講義	1・2	
持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2	農
生態学演習	2	演習	1・2	理
住環境科学特論	1	講義	1・2	農
バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	農
山岳流域防災学特論	1	講義	1・2	
森林・林業デジタル技術演習	1	演習	1・2	
生命環境倫理学特論	2	講義	1・2	

農業經營經濟学特論	1	講義	1・2	農
実践園芸学特論	1	講義	1・2	
植物圏微生物学特論	1	講義	1・2	農 農
農業經營經濟学演習	2	演習	1・2	
生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	
実践園芸学演習	2	演習	1・2	
植物圏微生物学演習	2	演習	1・2	
生物資源科学特別演習 I	2	演習	1・2	
生物資源科学特別演習 II	1	演習	1・2	
生物資源科学特別講義 I	1	講義	1・2	
生物資源科学特別講義 II	1	講義	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	

農学専攻 生物資源科学コース 地域生態環境科学教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2		
プログラム選択必修科目	Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2	農	
	Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2	農	
	造林学特論 I	1	講義	1・2	農	
	造林学特論 II	1	講義	1・2	農	
	森林生理生態学特論 I	1	講義	1・2		
	森林生理生態学特論 II	1	講義	1・2		
	森林水文学特論 I	1	講義	1・2	農	
	森林水文学特論 II	1	講義	1・2	農	
	森林生態学演習	2	演習	1・2	農	
	砂防工学演習	2	演習	1・2	農	
	森林生態管理学演習	1	演習	1・2	農	
	持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2	農	
	生態学特論	1	講義	1・2		
	持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2	農	
	生態学演習	2	演習	1・2	理	
	住環境科学特論	1	講義	1・2	農	
	バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	農	
	山岳流域防災学特論	1	講義	1・2		
森林・林業デジタル技術演習	1	演習	1・2			
プログラム選択科目	花卉園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2	理	
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2	農	
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理	
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2	農	

果樹機能開発学演習	2	演習	1・2		農
害虫防除学特論	1	講義	1・2		農
応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理	
植物病理学特論	1	講義	1・2		農
農業生態学特論	1	講義	1・2		農
園芸生理学特論	1	講義	1・2		
バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理	
害虫防除学演習	2	演習	1・2		農
植物病理学演習	2	演習	1・2		農
農業生態学演習	2	演習	1・2		農
園芸生理学演習	2	演習	1・2		
進化生態学演習	2	演習	1・2		
バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理	
土壤微生物学特論	1	講義	1・2		農
土壤微生物学演習	2	演習	1・2		農
生命環境倫理学特論	2	講義	1・2		
改良木材学特論	2	講義	1・2		農
木質構造学特論	2	講義	1・2		農
セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2		農
木質生化学特論	2	講義	1・2	理	
高分子複合材料学特論	2	講義	1・2	理	
木質素材機能学特論	2	講義	1・2	理	
改良木材学演習 I	2	演習	1・2		農
住環境構造学演習 I	2	演習	1・2		農
改良木材学演習 II	2	演習	1・2		農
木質生化学演習 I	2	演習	1・2	理	
木質生化学演習 II	2	演習	1・2	理	
高分子複合材料学演習 I	2	演習	1・2		
高分子複合材料学演習 II	2	演習	1・2		
木質素材機能学演習 I	2	演習	1・2		
木質素材機能学演習 II	2	演習	1・2		
住環境構造学演習 II	2	演習	1・2		農
農業経営経済学特論	1	講義	1・2		農

実践園芸学特論	1	講義	1・2	農 農
植物圏微生物学特論	1	講義	1・2	
農業経営経済学演習	2	演習	1・2	
生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	
実践園芸学演習	2	演習	1・2	
植物圏微生物学演習	2	演習	1・2	
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2	
生物資源科学特別講義 I	1	講義	1・2	
生物資源科学特別講義 II	1	講義	1・2	
生物資源科学特別演習 I	2	演習	1・2	
生物資源科学特別演習 II	1	演習	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	
山岳流域環境学概論 A	1	講義	1	
山岳流域環境学概論 B	1	講義	1	
山岳流域フィールド実習 A	1	実習	1	
山岳流域フィールド実習 B	1	実習	1・2	
山岳流域コミュニケーションスキル	1	演習	2	
Field Practice in Tenryu Forests : from Plantation to Natural Laurel Forest	1	演習	1	

農学専攻 生物資源科学コース 農食コミュニティデザイン教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2		
プログラム選択必修科目	生命環境倫理学特論	2	講義	1・2		
	農業経営経済学特論	1	講義	1・2	農	
	実践園芸学特論	1	講義	1・2		
	植物圏微生物学特論	1	講義	1・2		
	農業経営経済学演習	2	演習	1・2	農	
	生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	農	
	実践園芸学演習	2	演習	1・2		
	植物圏微生物学演習	2	演習	1・2		
	生物資源科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	生物資源科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2		
	生物資源科学特別講義Ⅰ	1	講義	1・2		
	生物資源科学特別講義Ⅱ	1	講義	1・2		
プログラム選択科目	花卉園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2	理	
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2	農	
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理	
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2	農	
	果樹機能開発学演習	2	演習	1・2	農	
	害虫防除学特論	1	講義	1・2	農	
	応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理	
	植物病理学特論	1	講義	1・2	農	
	農業生態学特論	1	講義	1・2	農	
	園芸生理学特論	1	講義	1・2		
	バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理	

害虫防除学演習	2	演習	1・2	農
植物病理学演習	2	演習	1・2	農
農業生態学演習	2	演習	1・2	農
園芸生理学演習	2	演習	1・2	
進化生態学演習	2	演習	1・2	
バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理
土壌微生物学特論	1	講義	1・2	農
土壌微生物学演習	2	演習	1・2	農
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2	
Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2	農
Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2	農
造林学特論 I	1	講義	1・2	農
造林学特論 II	1	講義	1・2	農
森林生理生態学特論 I	1	講義	1・2	
森林生理生態学特論 II	1	講義	1・2	
森林水文学特論 I	1	講義	1・2	農
森林水文学特論 II	1	講義	1・2	農
森林生態学演習	2	演習	1・2	農
砂防工学演習	2	演習	1・2	農
森林生態管理学演習	1	演習	1・2	農
改良木材学特論	2	講義	1・2	農
木質構造学特論	2	講義	1・2	農
セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2	農
木質生化学特論	2	講義	1・2	理
高分子複合材料科学特論	2	講義	1・2	理
木質素材機能学特論	2	講義	1・2	理
改良木材学演習 I	2	演習	1・2	農
住環境構造学演習 I	2	演習	1・2	農
改良木材学演習 II	2	演習	1・2	農
木質生化学演習 I	2	演習	1・2	理
木質生化学演習 II	2	演習	1・2	理
高分子複合材料科学演習 I	2	演習	1・2	
高分子複合材料科学演習 II	2	演習	1・2	

木質素材機能学演習 I	2	演習	1・2	
木質素材機能学演習 II	2	演習	1・2	
住環境構造学演習 II	2	演習	1・2	農
持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2	農
生態学特論	1	講義	1・2	
持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2	農
生態学演習	2	演習	1・2	理
住環境科学特論	1	講義	1・2	農
山岳流域防災学特論	1	講義	1・2	
森林・林業デジタル技術演習	1	演習	1・2	
バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	農
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	

農学専攻 応用生命科学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース必修科目	応用生命科学特別研究	12	実験	1～2		
コース選択科目	応用生命科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	応用生命科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2		
	植物化学特論	1	講義	1・2		農
	植物化学演習Ⅰ	2	演習	1・2		農
	植物化学演習Ⅱ	2	演習	1・2		農
	生物化学特論	1	講義	1・2		理
	生物化学演習Ⅰ	2	演習	1・2		理
	生物化学演習Ⅱ	2	演習	1・2		理
	環境生命機能学特論	1	講義	1・2		
	環境生命機能学演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	環境生命機能学演習Ⅱ	2	演習	1・2		
	食品栄養化学特論	1	講義	1・2		農
	食品栄養化学演習Ⅰ	2	演習	1・2		農
	食品栄養化学演習Ⅱ	2	演習	1・2		農
	分子生体機能学特論	1	講義	1・2		理
	分子生体機能学演習Ⅰ	2	演習	1・2		理
	分子生体機能学演習Ⅱ	2	演習	1・2		理
	細胞生物学特論	1	講義	1・2		理
	細胞生物学演習Ⅰ	2	演習	1・2		理
	細胞生物学演習Ⅱ	2	演習	1・2		理
	応用微生物学特論	1	講義	1・2		農
	応用微生物学演習Ⅰ	2	演習	1・2		農
	応用微生物学演習Ⅱ	2	演習	1・2		農
	生物工学特論	1	講義	1・2		理
	生物工学演習Ⅰ	2	演習	1・2		理
	生物工学演習Ⅱ	2	演習	1・2		理
植物機能生理学特論	1	講義	1・2		理	

植物機能生理学演習 I	2	演習	1・2	理
植物機能生理学演習 II	2	演習	1・2	理
植物分子遺伝学特論	1	講義	1・2	理
植物分子遺伝学演習 I	2	演習	1・2	理
植物分子遺伝学演習 II	2	演習	1・2	理
環境微生物学特論	1	講義	1・2	理
環境微生物学演習 I	2	演習	1・2	理
環境微生物学演習 II	2	演習	1・2	理
応用光合成学特論	1	講義	1・2	
応用光合成学演習 I	2	演習	1・2	
応用光合成学演習 II	2	演習	1・2	
応用生命科学特別講義 I	1	講義	1・2	
応用生命科学特別講義 II	1	講義	1・2	
生物産業特論	1	講義	1・2	
環境化学特論	1	講義	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	

## 6. カーボンニュートラル推進人材育成プログラム

カーボンニュートラル推進人材育成プログラムは、総合科学技術研究科の各専攻・コースの専門性に加え、カーボンニュートラル推進に関する幅広い知識をあわせもつ高度な専門知識を持つ人材を養成することを目的とする。このプログラムの履修を希望する者は、以下の基準に合わせたカリキュラムに沿った履修が必要である。

### 1. カーボンニュートラル推進人材育成プログラムの履修上の注意

#### ① 履修申請及び修了認定

本プログラムの履修申請及び修了認定の手続きについては、所属する専攻からの案内に従うこと。

#### ② 問い合わせ

履修に関し、質問等がある場合には、所属する専攻の学務係・教務係へ問い合わせること。

### 2. 履修基準と開講科目

プログラムの認定には、以下の i、ii の条件を満たして単位を修得する必要がある。

#### i. 修士課程の修了要件に含まれない科目

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	選択・必修の別	備考
プログラム選択科目 (カーボンニュートラル推進人材育成プログラム関連科目)	カーボンニュートラル特論Ⅰ	2	前期	必修	1科目以上を修得すること
	カーボンニュートラル特論Ⅱ	2	後期	必修	
	カーボンニュートラル演習	1		選択必修	
	カーボンニュートラルインターンシップ	1		選択必修	

※上記の表から5単位を超えて修得した単位数は、「ii. 修士課程の修了単位に含まれる科目」の表の対象科目の中から修得する必要単位数に加えることができる。

#### ii. 修士課程の修了単位に含まれる科目

各専攻・コースで指定された下記の対象科目の中から8単位以上修得すること。また、他専攻・コースで指定された科目も本プログラムの対象科目とすることができる。

科目区分	授業科目	単位数	備考
研究科共通科目	応用生命科学概論	2	

情報学専攻 基盤情報学コース	通信システム応用論（基盤）	2	
	計算言語学	2	
	情報システム設計論（基盤）	2	
	I T技術倫理と社会	2	
情報学専攻 領域情報学コース	領域情報学概論	2	
	通信システム応用論（領域）	2	
	計算言語学	2	
	情報システム設計論（領域）	2	
	I T技術倫理と社会	2	
	領域情報学特別講義	2	
	DX実践論	2	
理学専攻 物理学コース	X線宇宙物理学特論	2	
理学専攻 化学コース	無機固体化学特論	2	
	機能物質化学特論	2	
	先進エネルギー化学特論	2	
理学専攻 生物科学コース	分子生物学特論	1	
	植物発生学特論	1	
	植物生理学特論	1	
	植物分類学特論	1	
理学専攻 地球科学コース	海洋学特論	1	
	地球微生物学特論	1	
工学専攻 機械工学コース	環境エネルギー工学特論	2	
	先進材料の強度と破壊	2	
	伝熱工学特論	2	
	応用熱工学特論Ⅱ	2	
工学専攻 電気電子工学コース	環境・エネルギー管理特論	2	
	パワーエレクトロニクス特論	2	
	放電工学特論	2	
	デジタル通信システム特論	2	
工学専攻 電子物質科学コース	エネルギー材料特論	2	
	熱電デバイス物性論	1	
	Nanomaterials	2	

	電子ディスプレイ工学	1	
	光機能材料特論	2	
	高分子材料特論	1	
	プラズマエレクトロニクス	2	
工学専攻 化学バイオ工学コース	Advanced Biochemical Engineering	2	
	バイオプロセス特論	2	
	希少資源戦略論	2	
	物理化学特論	2	
	バイオマテリアル特論	2	
工学専攻 数理システム工学コース	Environmental Engineering	2	
	環境計画	2	
	環境シミュレーション特論	2	
農学専攻 生物資源コース	土壌微生物学特論	1	
	木質生化学特論	2	
	改良木材学特論	2	
	高分子複合材料学特論	2	
	セルロースナノファイバー科学特論	2	
	造林学特論 I	1	
	造林学特論 II	1	
	森林生理生態学特論 I	1	
	森林生理生態学特論 II	1	
	森林水文学特論 I	1	
	森林水文学特論 II	1	
	森林生態学演習	2	
	持続可能型農業科学特論	1	
農学専攻 応用生命コース	生物化学特論	1	
	植物機能生理学特論	1	
	植物分子遺伝学特論	1	
	環境微生物学特論	1	
	応用光合成学特論	1	
	植物化学特論	1	
	応用微生物学特論	1	
	生物工学特論	1	

## 7. 副専攻プログラムの履修について

### 副専攻制度について

修了要件単位（30単位）以外に、副専攻を希望する専攻・コースの対象科目の中から8単位以上履修した場合、申請により副専攻修了証が授与される制度です。なお、専攻内の他コースだけでなく、他専攻・コースを副専攻とすることもできます。

### 申請

副専攻対象科目は、168ページ以降に記載してありますので、副専攻を希望する専攻・コースの条件をよく確認したうえで履修してください。

他専攻の科目を履修申請する場合は、指導教員の許可を得た後、農学部学務係で他専攻科目履修の手続きをしてください。本専攻内で他コースを副専攻として履修を希望する場合、事前の申請は必要ありません。

アジアブリッジプログラムの副専攻の修了認定を希望する学生は、当該副専攻の修了認定のために受講する授業科目の履修登録期間内に、アジアブリッジプログラム副専攻対象科目受講申請書を農学部学務係に提出しなければならない。

### 副専攻プログラム

各専攻、コース、分野（共通科目）の副専攻対象科目及び認定の条件は、下記及び表のとおりです。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び研究科共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「生物情報科学」「アジアブリッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

### 副専攻修了認定

1. 副専攻の修了認定を希望する学生は、修了時まで、当該副専攻プログラムから8単位以上修得してください。
2. 副専攻修了認定を希望する学生は、指定された期日までに農学部学務係で所定の事務手続きを完了してください。
3. 副専攻修了認定は、教授会の議を経て、研究科長が認定します。
4. 研究科長は、副専攻修了認定を受けた学生に修了したことを証明する修了証を授与します。なお、修了認定に必要な8単位のうち4単位以上修得した学生に対し、申請により、副専攻修了見込証明書を発行します。
5. 副専攻修了を証明する書類は前記4の修了証のほかは別途に証明書は発行しません。

### 副専攻履修科目の単位

副専攻の修了要件と主専攻の修了要件は独立に定められているので、それぞれに必要な単位を履修するようにしてください。

●情報学専攻基盤情報学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	システム・ネットワーク論	2	この4科目のうちから、 2単位以上を修得すること
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	情報社会セキュリティ論	2	
コース選択科目	ソフトウェア工学	2	この12科目のうちから、 6単位以上を修得すること
	アーキテクチャ設計論	2	
	データ工学	2	
	※ 通信システム応用論（基盤）	2	
	※ 認知科学論	2	
	知的インターフェース論	2	
	音声情報処理論（基盤）	2	
	※ 画像情報処理論	2	
	デジタルコンテンツ特論（基盤）	2	
	情報システム設計論（基盤）	2	
	地理情報科学特論	2	
	※ 言語理論特論	2	

●情報学専攻領域情報学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	システム・ネットワーク論	2	この5科目のうちから、 2単位以上を修得すること
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	情報社会セキュリティ論	2	
	産業イノベーション特論	2	
コース選択科目	領域情報学概論	2	この3科目のうちから、 6単位以上を修得すること
	領域情報学特別講義	2	
	DX実践論	2	

●理学専攻数学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	※ 代数学特論	2	この12科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	※ 代数系特論	2	
	※ 幾何学特論	2	
	※ 幾何系特論	2	
	※ 解析学特論	2	
	※ 解析系特論	2	
	※ 数理論理学特論	2	
	※ 数学基礎論特論	2	
	※ 確率論特論	2	
	※ 複素解析学特論	2	
	※ 位相数学特論	2	
	※ 組合せ数学特論	2	

●理学専攻物理学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	※ 物理学特別演習Ⅲ	2	この18科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	※ 物理学特別演習Ⅳ	2	
	※ 多体系数理論	2	
	※ 量子光学特論	2	
	※ 量子力学特論	2	
	※ 素粒子物理学特論	2	
	※ 物性物理学特論	2	
	※ 実験物理学特論	1	
	※ 生物物理学特論	2	
	※ 磁性物理学特論	2	
	※ 極限物性物理学特論	2	
	※ スピン物性特論	2	
	※ 電波宇宙物理学特論	2	
	※ X線宇宙物理学特論	2	

物理学特別講義Ⅰ	1
物理学特別講義Ⅱ	1
物理学特別講義Ⅲ	1
物理学特別講義Ⅳ	1

●理学専攻化学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	※ 構造物理化学特論	2	この24科目のうちから、 8単位以上を修得する こと
	※ 光物理化学特論	2	
	※ 分子動力学特論	2	
	※ 遺伝生化学特論	2	
	※ 核酸構造化学特論	2	
	※ 無機化学特論	2	
	※ 無機固体化学特論	2	
	※ 無機量子化学特論	2	
	※ 機能物質化学特論	2	
	※ 有機化学特論	2	
	※ 有機金属化学特論	2	
	※ 有機超分子化学特論	2	
	※ 放射線測定・解析特論	1	
	※ 放射能利用分析特論	1	
	※ 放射科学特別演習	1	
	※ 先進放射化学特論	2	
	※ 先進エネルギー化学特論	2	
	※ 放射線管理・応用特別実習	1	
	化学特別講義Ⅰ	1	
	化学特別講義Ⅱ	1	
	化学特別講義Ⅲ	1	
	化学特別講義Ⅳ	1	
	化学特別講義Ⅴ	1	
	化学特別講義Ⅵ	1	

●理学専攻生物科学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	※ 細胞生物学特論	1	この17科目のうちから、 8単位以上を修得する こと
	※ 分子生物学特論	1	
	※ 内分泌学特論	1	
	※ 動物生理学特論	1	
	※ 動物発生再生生物学特論	1	
	※ 微生物学特論	1	
	※ 植物発生学特論	1	
	※ 植物生理学特論	1	
	※ 分子発生学特論	1	
	※ 植物分類学特論	1	
	※ バイオ知財学特論	1	
	※ 組織学特論	1	
	※ 比較生物学特論	1	
	生物学特別講義Ⅰ	1	
	生物学特別講義Ⅱ	1	
	生物学特別講義Ⅲ	1	
	生物学特別講義Ⅳ	1	

●理学専攻地球科学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	※ 進化古生物学特論	2	この12科目のうちから、 8単位以上を修得する こと
	※ 沈み込み帯流体論	2	
	※ 岩石鉱物物理学特論	2	
	※ 岩石変形学特論	2	
	※ 第四紀学特論	2	
	※ 海洋学特論	2	
	※ 古動物学特論	2	
	※ 地球微生物学特論	2	
	※ 地震学特論	2	

※ 地球連続体力学特論	2
※ マグマ学特論	2
※ Agent-based Modeling	2

●工学専攻機械工学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース 選択科目	コア 専門科目	宇宙工学特論	2	この9科目のうちから、 4単位以上を修得する こと
		流体力学特論	2	
		※ 応用熱工学特論Ⅰ	2	
		材料強度設計	2	
		※ ロボット工学特論	2	
		生産システム特論	2	
		信号処理	2	
		フォトニクス工学	2	
		※ メカトロニクス特論	2	
	一般 専門科目	航空工学特論	2	この12科目のうちから、 4単位以上を修得する こと
		環境エネルギー工学特論	2	
		※ 応用熱工学特論Ⅱ	2	
		先進材料の強度と破壊	2	
		塑性理論	2	
		数値塑性力学	2	
		情報工学特論	2	
		超精密計測	2	
		マイクロメカニクス	2	
		振動・波動工学	2	
伝熱工学特論	2			
ニューロインフォマティクス	2			

●工学専攻電気電子工学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	コア 専門科目	※ 応用エレクトロニクス特論	2	この4科目、8単位を 修得すること
		デジタル通信システム特論	2	
		※ パワーエレクトロニクス特論	2	
		電磁波応用工学	2	

●工学専攻電子物質科学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	コア 専門科目	Advanced Solid State Physics	2	この24科目のうちから、 8単位以上を修得する こと。 ただし、工学専攻電気 電子工学コースの学生 は「Advanced Solid State Physics」及び 「集積電子回路工学特 論」を除く22科目から、 8単位以上を修得する こと。
		※ 集積電子回路工学特論	2	
		Advanced Quantum Electronics	2	
		Nanomaterials	2	
		Advanced Energy Chemistry	2	
	一般 専門科目	プラズマエレクトロニクス	2	
		結晶工学	2	
		半導体電子物性論	2	
		半導体光物性論	1	
		熱電デバイス物性論	1	
		量子電子物性	2	
		ナノ構造物の電気伝導論	2	
		量子効果デバイス	2	
		光デバイス特論	2	
		電子ディスプレイ工学	1	
		無機材料特論	2	
		高分子材料特論	1	
		光機能材料特論	2	
		エネルギー材料特論	2	
		固体表面科学特論	2	
		材料物性特論	2	
		材料評価特論	1	

	電子物質科学特別講義第一	1
	電子物質科学特別講義第二	1

●工学専攻化学バイオ工学コース

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース 選択科目	コア 専門科目	無機化学特論	2	この9科目のうちから、 6単位以上を修得すること
		物理化学特論	2	
		ケミカルバイオロジー特論	2	
		バイオマテリアル特論	2	
		バイオプロセス特論	2	
		Advanced Organic Chemistry	2	
		Advanced Chemical Engineering	2	
		Advanced Biochemical Engineering	2	
	Advanced Bio-functional Molecules	2		
	一般 専門科目	応用化学特論	2	この4科目のうちから、2単位以上 を修得すること。 ただし、工学専攻数理システム工学 コースの学生は「Environmental Engineering」を除く3科目のうち から、2単位以上を修得すること。
		バイオ応用工学特論	2	
		Environmental Engineering	2	
		Advanced Molecular Biology	2	

●工学専攻数理システム工学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース 選択科目	コア 専門科目	環境計画	2	この5科目のうちから、 4単位以上を修得すること
		動的システム論	2	
		※ 分散システム論	2	
		集合・論理・位相	2	
		※ 数理計画特論	2	
	一般 専門科目	離散システム論	2	この9科目のうちから、 4単位以上を修得すること。
		自然の数理論	2	
		※ 環境シミュレーション特論	2	
		メディア情報処理論	2	
		数値計算アルゴリズム論	2	
	線形代数学続論	2		

	数学解析	2
	微分方程式	2
	※ シミュレーション技法特論	2

●農学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	花卉園芸学特論	1	この10科目のうちから、4単位以上を修得すること
	野菜園芸学特論	1	
	収穫後生理学特論	1	
	応用昆虫学特論	1	
	植物病理学特論	1	
	持続可能型農業科学特論	1	
	農業経営経済学特論	1	
	植物化学特論	1	
	生物化学特論	1	
	細胞生物学特論	1	
	害虫防除学特論	1	この20科目のうちから、4単位以上を修得すること
	植物分子遺伝学特論	1	
	農業生態学特論	1	
	生態学特論	1	
	環境微生物学特論	1	
	住環境科学特論	1	
	食品栄養化学特論	1	
	分子生体機能学特論	1	
	応用微生物学特論	1	
	生物学特論	1	
植物機能生理学特論	1		
生物産業特論	1		
造林学特論 I	1		
造林学特論 II	1		
改良木材学特論	2		
木質構造学特論	2		
セルロースナノファイバー科学特論	2		

	木質生化学特論	2
	高分子複合材料科学特論	2
	木質素材機能学特論	2

●生物情報科学

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	統合オミックス特論	2	この5科目8単位を修得すること
	分子構造解析特論	2	
	分子構造解析演習	1	
	生体高分子構造解析特論	2	
	次世代シーケンサーDRY解析演習	1	

●アジアブリッジプログラム

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	Science and Technology in Japan	2	この2科目4単位を修得すること
	Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	

上記以外の研究科共通科目及び各専攻のコース選択科目で、英語によって提供される科目（科目名が英語のもの）及び「英語対応科目（英語のテキストを使用し、英語による説明を併用）」のうちから、4単位以上を修得すること。

## 8. 成績評価について

(1) 成績の通知について

成績は各学期ごと学務情報システムにより各自で確認する。

(2) 成績評価に関する疑義に対する手続について

成績評価に疑問がある場合は、農学部学務係において「成績評価に関する質問書」を受け取り、次学期の履修登録期間終了日まで（対象科目への成績が修了に影響する場合は、前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで）に、農学部学務係に提出すること。

## 9. 修士論文の審査及び最終試験実施日程表

月 日	事 項	備 考
12月中旬	論文題目提出期限	提出先：指導教員→学務係
1月中旬	論文審査委員の選出 (教授会)	論文題目と審査委員を公表
1月下旬	論文提出期限	提出先：各専攻の教務委員会委員 論文は1部で仮綴じとする
2月上旬	論文審査	
2月上旬	論文要旨提出期限	提出先：学務係
2月中旬	論文発表及び最終試験	審査委員は最終試験終了後、論文の審査及び試験の結果の報告書を作成
2月下旬	製本用論文提出期限	
3月上旬	学位授与の認定 (教授会)	1. 合否判定 2. 学長に報告
3月下旬	学位記授与式	

## 10. 修士論文の審査と取扱いに関する申し合わせ

### 1. 趣旨

この申し合わせは、静岡大学大学院総合科学技術研究科規則第19条及び第20条の規定に基づき、総合科学技術研究科農学専攻における修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項を定める。

### 2. 修了の意思表示

標準修業年限を超えて修了を希望する者は、下記のとおり意思表示を行うものとする。

#### 1) 4月入学者

年度末に修了を希望する場合は10月末日までに、前学期末に修了を希望する場合は4月末日までに「修了申請書」(様式1-1)を学務係へ提出する。

#### 2) 10月入学者

前学期末に修了を希望する場合は4月末日までに、年度末に修了を希望する場合は10月末日までに「修了申請書」(様式1-2)を学務係へ提出する。

### 3. 修士論文の審査等に関する日程

修士論文の審査等に関する日程は農学専攻会議又は農学代議員会で決定する。

### 4. 論文題目の提出

(1) 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文の題目について指導教員に相談のうえ決定する。

(2) 指導教員は、所定の日時までに指導学生の修士論文題目及びその審査を担当する審査委員3名以上を選出し、学務係へ「修士論文題目及び審査委員報告書」(様式2)を提出する。

(3) 「修士論文題目及び審査委員報告書」で報告した論文題目は、原則変更できないものとする。

### 5. 修士論文の審査及び最終試験

(1) 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員会が主査の統括の下に行うものとする。

(2) 修士論文の審査に当たっては、次に示す審査基準をもとに実施するものとする。

1) 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。

2) 研究計画や研究方法が十分に吟味されていること。

3) 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。

- 4) 論文の内容に新規性、独創性または有用性のいずれかが含まれていること。
- (3) 修士論文の審査は、論文の査読、口頭発表及び口述試問の結果に基づき、合否の判定を行うものとする。
- (4) 上記基準と方法で審査を行い、「合」「否」の2段階で評価する。
- 修士論文としての水準に達しているもの…「合」
  - 修士論文としての水準に達していないもの…「否」

## 6. 審査結果

審査委員会（主査）は修士論文の審査及び最終試験の結果を「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）並びに「修士論文審査報告書」（様式4）により、学務係へ報告する。論文審査の結果、「否」となった場合は「修士論文審査報告書」（様式4）は提出しない。

## 7. 学位授与の認定

- (1) 学務係は、審査委員会（主査）から提出のあった「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）の結果と修了要件単位を全て修得済みであること及び授業料を納付済みであることを確認のうえ修了判定原案を作成し、当該コースの教務委員が点検する。
- (2) 学位授与の認定は、学務係が作成した修了判定原案を教務委員会が確認したうえで、農学専攻会議が審議し、その結果を総合科学技術研究科教授会に報告する。
- (3) 総合科学技術研究科教授会が農学専攻会議の報告を受けて学位授与を議決したときは、研究科長は「修士論文審査報告書」等により学長に報告するものとする。

## 11. 教育職員免許状（高等学校専修）の取得について

修士の学位を有する者で、高等学校教諭一種免許状（理科又は農業）を取得済み又は同免許状を取得するために必要な単位を修得済みであり、さらに本専攻において教科及び教職に関する科目（指定されている免許教科科目）を24単位以上修得した者は専修免許状を受ける資格を取得できる。

なお、教科及び教職に関する科目については、「農学専攻授業科目表」（148～163ページ）を参照すること。

また、免許状授与申請のための手続きは、毎年10月に学務係で一括して取りまとめるが、詳細は追って掲示により指示する。

### 13. 静岡大学大学院特別研究学生規程

(平成18年12月13日規程第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、他の大学院（以下「他大学院」という。）に在学する学生で、静岡大学（以下「本学」という。）の大学院において研究指導を受ける者（以下「大学院特別研究学生」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

第2条 大学院特別研究学生として本学大学院における研究指導を志願する者は、次に掲げる書類を添えて、他大学院を通じて本学学長に願出しなければならない。

- (1) 大学院特別研究学生入学願（別記様式1）
- (2) 大学院特別研究学生入学内諾書（別記様式2）
- (3) その他本学大学院が必要とする書類

(入学許可)

第3条 大学院特別研究学生の入学は、他大学院からの願出に基づき、入学する研究科等の教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(入学時期)

第4条 大学院特別研究学生の入学時期は、本学大学院と他大学院との協議の上、決定するものとする。

(研究指導期間)

第5条 大学院特別研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程又は後期3年の課程のみの博士課程において研究上特に必要と認められるときは、所属する研究科等の教授会及び他大学院との協議を経て、1年を超えない範囲で研究指導期間の延長を許可することができる。

(研究指導)

第6条 大学院特別研究学生は、教授会において認められた研究課題の研究指導を受けるものとする。

(施設設備等の利用等)

第7条 大学院特別研究学生は、研究指導を受ける上で必要な施設、設備等を無償で利用することができる。

2 実験及び実習に要する費用は、大学院特別研究学生の負担とすることがある。

(保険等への加入)

第8条 大学院特別研究学生は、他大学院において、学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険等に加入しなければならない。

(規則等の遵守)

第9条 大学院特別研究学生は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(研究指導の終了)

第10条 大学院特別研究学生は、研究指導期間の終了までに指導教員を経て、研究報告書を研究科長又は教育部長に提出しなければならない。

2 学長は、提出された研究報告書に基づき、当該研究科等が認めた研究課題に関する評価を行い、終了と認められた者に対し、本人の願い出により、研究終了証明書(別記様式3)を交付する。

(検定料、入学科及び授業料)

第11条 大学院特別研究学生に係る検定料及び入学科は、納付を要しない。授業料の納付に関する取扱いは次の各号による。

- (1) 大学院特別研究学生が国立大学大学院の学生であるときは、授業料の納付を要しない。
- (2) 大学院特別研究学生が国立大学大学院以外の学生であるときは、授業料を納付するものとし、その額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定めるところによる。ただし、本学と他大学院との間に個別の協定がある場合にあっては、この限りでない。
- (3) 大学院特別研究学生の授業料は、在学予定期間に応じ、6か月分に相当する額(6か月に満たない場合は、その期間分に相当する額)を当該期間における当初の月の末日までに納付しなければならない。

(既納の授業料)

第12条 既納の授業料は、これを返還しない。

(入学許可の取消し)

第13条 学長は、入学を許可した学生が、大学院特別研究学生として不相当と認められるときは、他大学院の長と協議の上、入学許可を取り消すことができる。

2 学長は、前項の入学許可の取消しを行おうとするときは、あらかじめ入学した研究科等の教授会の意見を聴くものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、大学院特別研究学生に関し必要な事項は、本学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

## 14. 静岡大学大学院特別研究派遣学生規程

(平成18年12月13日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学（以下「本学」という。）大学院の学生で、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受ける者（以下「大学院特別研究派遣学生」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

第2条 大学院特別研究派遣学生となることを志望する者は、指導教員の許可を得て、次に掲げる書類を添え、所属する研究科長等を通じて学長に願い出なければならない。

- (1) 大学院特別研究派遣学生申請書（別記様式1）
- (2) 大学院特別研究派遣学生受入内諾書（志望する他大学院等の研究指導者等が作成したもの）（別記様式2）
- (3) 他大学院等が要求する書類

(派遣の許可)

第3条 大学院特別研究派遣学生の許可は、所属する研究科等の教授会の議及び他大学院等との協議を経て、学長が行うものとする。

(他大学院等への派遣期間)

第4条 他大学院等において研究指導を受けるための派遣期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程又は後期3年の課程のみの博士課程において研究上特に必要と認められるときは、所属する研究科等の教授会及び他大学院等との協議を経て、1年を超えない範囲で研究指導期間の延長を許可することができる。

(派遣期間の取扱い)

第5条 大学院特別研究派遣学生としての派遣期間は、本学大学院の在学期間を含むものとする。

(研究報告書等の提出)

第6条 大学院特別研究派遣学生は、派遣期間が終了したときは、直ちに所属の研究科長又は教育部長に研究報告書及び他大学院等の長の交付する研究終了証明書等を提出しなければならない。

(授業料)

第7条 大学院特別研究派遣学生は、他大学院等で研究指導を受けている期間中も本学に授業料を納付するものとする。

(派遣許可の取消し)

第8条 学長は、大学院特別研究派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、他

大学院等との協議に基づき、教授会の意見を聴いて、派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 大学院特別研究派遣学生として、他大学院等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(保険等への加入)

第9条 大学院特別研究派遣学生は、学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険又は他大学院等が指定する研究災害補償制度に加入しなければならない。

(雑則)

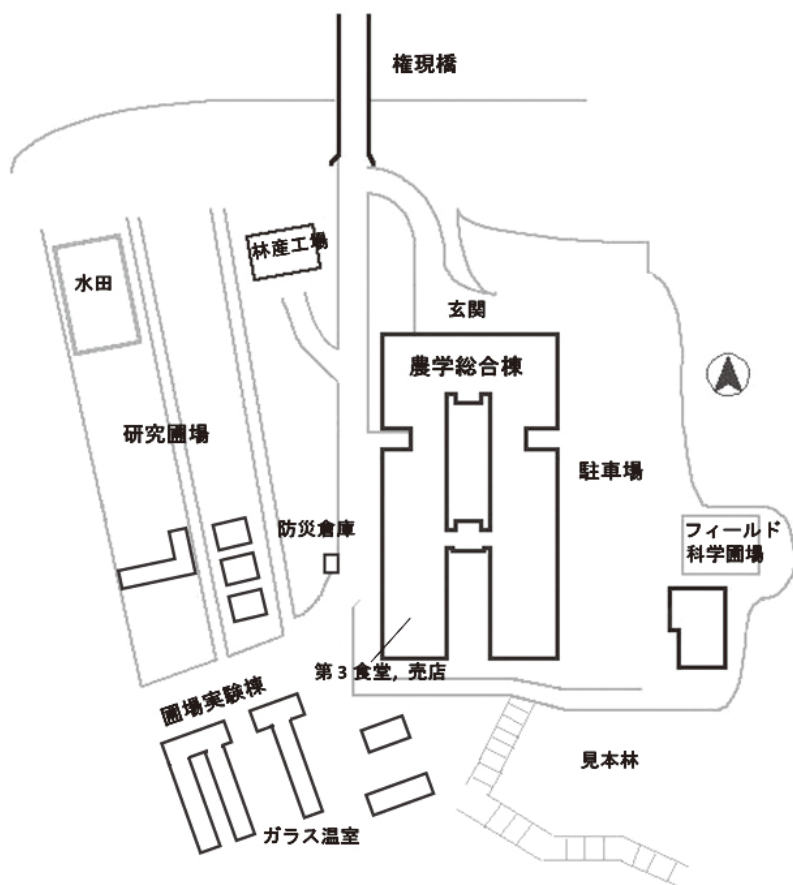
第10条 この規程に定めるもののほか、大学院特別研究派遣学生に関し必要な事項は、本学大学院教務・入試委員会が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

静岡大学農学部配置図



〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

**静岡大学農学部**

〈054〉 238-4815、4816、4880

## 掲示について

### 学生生活はメールと掲示を見ることから始まる

大学が学生に対して行う一切の告示・通知等は、学務情報システムから送信されるメールと、共通教育棟と農学総合棟の掲示板への文書掲示により行われる。次々に新しいメールが送信され、また掲示が出されるので、午前・午後それぞれ一度は必ず見るように心がけること。メールや掲示を見なかったため重大な結果になっても本学部及び本研究科では一切責任を負わないので注意されたい。

農 学 部 長  
総合科学技術研究科長